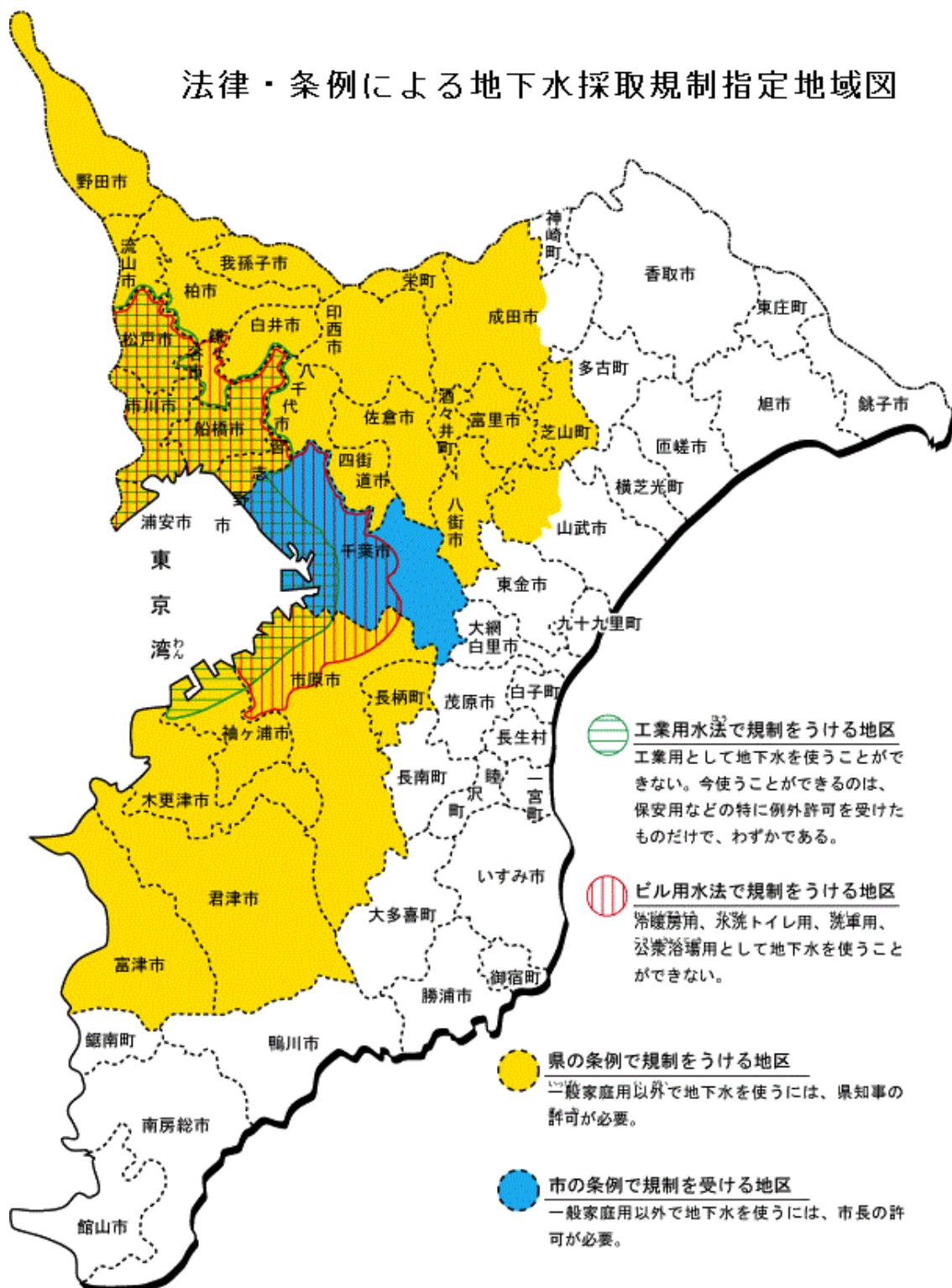


## 法律・条例による地下水採取規制指定地域図



○ 工業用水法<sup>※2</sup>で規制をうける地区  
工業用として地下水を使うことができない。今使うことができるのは、保安用などの特に例外許可を受けたものだけで、わずかである。

○ ビル用水法で規制をうける地区  
冷暖房用、洗濯トイレ用、洗車用、公衆浴場用として地下水を使うことができない。

○ 県の条例で規制をうける地区  
一般家庭用以外で地下水を使うには、県知事の許可が必要。

○ 市の条例で規制を受ける地区  
一般家庭用以外で地下水を使うには、市長の許可が必要。

※天然ガス探査については、ガス採取企業と県の間で協定を締結し、規制を行っている。

千葉市は、1992（平成4）年4月1日から政令指定都市となつたため千葉市環境安全条例に基づく規制を行つてゐる。